

危機管理室

1 防災備品については、災害基本法の改正で備蓄数を公表することが義務付けられました。本市のみでなく、自治会・町会ごとの備蓄数も把握し、大災害に備えること。

各自治会等で購入・整備している資機材や物品につきましては、主に会員である地域住民を対象に各団体の判断で使用する共助の取り組みであり、災害対策基本法で公表が義務付けられた公的備蓄とは性格が異なりますが、地域防災力向上のための施策の参考として、今後調査も含め検討してまいります。

(地域防災課)

2 線状降水帯など大規模災害が多発している昨今、ハザードマップなど、多言語で発行し、外国人へ配布すること。

本市では、防災に関するマップとして「水害ハザードマップ」と「減災マップ」を作成しており、そのうち、想定される浸水の範囲や深さ、避難所や避難場所を示した水害ハザードマップについては、英語、韓国語、ベトナム語の3か国語に対応したものを作成し、市公式Webサイトに掲載しております。今後は、外国人への配布方法や情報提供の方法等について、関係部署と協議するとともに、国際交流協会の意見も伺いながら、よりわかりやすく丁寧な情報発信に努めてまいります。

(地域防災課)

総務部

1 専門や現業の部門で、正規職員を採用すること。

正規職員の採用については、企画部の定める定員管理上の採用計画に基づき、募集人数や職種を決定しています。この採用計画に基づき、適正な職員数の確保に向けて、引き続き採用事業に注力するとともに、積極的な情報発信を実施してまいります。

(人事課)

財政部

1 税金滞納者に対し、差し押さえや強制的な回収を行わないこと。本人の収支、生活環境など十分考慮すること。

滞納者に対しては、督促状や文書催告、コールセンターによる電話催告、徴税吏員による納税指導のほか、自らの意思により自主納付ができるよう納税環境整備に努めております。

しかしながら、催告等に応答が無く自主納付がなされない場合や資力があるにも関わらず納税意識が希薄な滞納者に対しては、納期限内に納付している多くの納税者との税負担の公平性の観点から、法律に基づき差押等の滞納処分の実施を検討することとなります。

なお、催告等に応答があり、一括納付が困難であると申し出があった際は、理由や生活状況を詳細に聴取したうえで、納税猶予制度の適用を含めて、納税者の資力に応じた納税計画を立てられるよう、きめ細かい納税相談を実施しております。

(納税・債権管理課)

2 財政調整基金を物価高騰対策に充てること。

財政調整基金につきましては、地方財政法および市川市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例により、処分の規定が設けられており、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるときや、災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるときなどに活用することができるものとなります。物価高騰対策につきましては、まずは国からの交付金を活用するなどして、市民生活に支障をきたすことのないよう努めてまいります。

(財政課)

管財部

1 市有バスを借りたい市民団体が増えているので、利用要綱の幅を広げること。

市有バスの貸出につきましては、令和6年7月からの利用を対象に、「市有バス等の市民利用に関する基準」に規定する「利用基準」を令和6年5月1日付けで改正し、これまでの

- ・市の代表として参加する行事への参加
- ・他市との地域間交流を目的とした事業への参加

の2項目から新たに

- ・防犯活動、防災活動など、地域の安全に資する研修の実施
- ・地域福祉の増進を目的とした福祉現場の視察の実施
- ・地域の青少年の体験活動を目的とした事業の実施

の3項目を加え、利用目的の拡大を図りました。

現在のところ、更に利用目的を拡大することは考えておりませんが、利用申請の際には必要に応じ、行程内容などについて個別に相談させていただいております。

(管財課)

2 公共施設の女子トイレに生理用品を置くこと。

公共施設の女子トイレに生理用品を置くことにつきましては、全庁的な判断と考えられることから、管財課が所管している第1庁舎等につきましても、関係部署と協議してまいります。

(管財課)

スポーツ部

1 現市民プールの代替えを早急に整備すること。
(レジャー目的ではなく、市民の健康増進を目的に)

令和5年8月に一部見直しを行った北東部スポーツタウン基本構想においては、現市民プールの跡地に（仮称）東市川スポーツプラザとして、新たなスポーツ施設を整備することとしています。

新たなスポーツ施設の整備にあたっては、財政的な負担の軽減やスポーツ施設の適正配置を図るなどの観点から、市内全体のスポーツ施設の段階的な整備やニーズの集約等の検討も必要になるものと考えており、検討にあたっては、寄せられた意見・要望も含め、総合的に判断してまいります。

(スポーツ計画課)

2 猛暑でも運動が出来、子どもの成長を確保するよう体育館を整備すること。

猛暑でも運動が出来るよう体育館を整備することについては、引き続き空気調和設備が夏季に故障することがないよう点検整備を実施するとともに、空気調和設備機器のオーバーホールなどの修繕について計画的に実施してまいります。

(スポーツ施設課)

市民部

1 市民マナー啓発の路面表示や電柱への表示をさらに進めること。

市民マナー啓発のため、路面シートや電柱標示板の設置を進めることにより、引き続き市民マナー条例の啓発に努めてまいります。

(市民安全課)

2 電話de詐欺被害にあわないように、つねに啓発をすること。

本市では、市川・行徳両警察署や関係団体と協定書などを締結し、電話de詐欺被害の防止に努めております。また、満65歳以上の方を対象に迷惑電話防止機能付の電話機を購入した際の補助事業や簡易型自動録音機の譲与を行うほか、街頭犯罪防止キャンペーンや地域イベントへの参加を通じて、市民の皆様に直接注意を呼びかけております。さらには、いちかわ市民防犯講演会や出前防犯講座を開催し、実例や手口を紹介することで、防犯意識を高めております。

これに加えて、市公式ウェブサイトや広報いちかわへの掲載、SNSでの配信などを活用し、幅広い世代に向けて注意喚起を行っており、今後も警察や関係団体と連携しながら、啓発活動などを行い、被害防止に努めてまいります。

(市民安全課)

こども部

1 2026年度から国が始まる「誰でも通園制度」について

1) 預ける際の登録・面接は対面で行うこと。

現在こども誰でも通園制度を実施している公立保育園3園では、面接（面談）を対面で行っており、引き続き同様の対応をしてまいります。

（こども施策課、幼保施設管理課）

2) すべての保育担当者は、保育資格を有するもので対応すること。

現在こども誰でも通園制度を実施している公立保育園3園では、保育資格を有する者が対応しております、引き続き同様の対応をしてまいります。

（こども施策課、幼保施設管理課）

2 家庭で保育している保護者に対し、いつでも相談できる窓口を増やしてほしい。

令和6年4月より母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、妊娠中から子育て期において切れ目なく支援することを目的とし「こども家庭センター」を設置しました。妊婦及び0歳から18歳未満のこどもとその保護者に対し、保健師や看護師、社会福祉士、心理士等の専門職による相談支援を行っています。

また、市内4か所に妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じる母子保健相談窓口アイティを設置しています。

このほか、地域子育て支援センターや親子つどいの広場、こども館といった身近な施設においても、スタッフが子育てに関する相談を随時受け付けています。

今後もこどもに関わる多くの機関と連携しながら効果的な相談支援を提供できる体制を目指してまいります。

（こども施策課、こども家庭相談課）

福祉部

1 最高裁判決に基づき、すべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を国に求めること

生活保護は法定受託事務であり、その決定・実施は国の定める事務処理基準に基づくことから、国の動向を注視するとともに、適切に対応してまいります。

(生活支援課)

2 高齢者が安心して住むことが出来るようバリアフリーの市営住宅を確保すること。

バリアフリーの住宅につきましては、トイレや浴室に手摺りを設置した部屋や、部屋の入口にスロープを設置した部屋を一定数確保しているところです。

今後につきましては、高齢者の入居需要が高まることが見込まれますことから、全体的な整備計画である市川市住宅セーフティネット計画（市川市公営住宅等長寿命化計画）や市営住宅の在り方を踏まえ、市営住宅審議会などの意見も伺いながら検討してまいります。

(市営住宅課)

3 生活保護利用者への夏季加算を継続して国に要望すること。

(2023年から毎年要望)

生活保護の基準は国の定めによるところから、近年の夏の酷暑を考慮した新たな加算の設定につきましては、県を通じて国に対して要望したところです。今後も引き続き要望してまいります。

(生活支援課)

4 ケースワーカーを増員し、一人80世帯担当以内とすること。

(2024年から要望)

ケースワーカーの増員につきましては、令和7年度は増員となりましたが、引き続き関係部署と協議してまいります。

(生活支援課)

5 訪問介護事業所の事業継続を支援すること。

介護保険課では、総合事業に係る訪問介護事業者の指定を行うとともに、集団指導として運営基準や報酬基準等を解説した動画や資料の提供をしております。また、事業所からの運営上の疑問点などの問い合わせも受け付けて必要な情報の提供をしております。国・県の動向を注視し、必要な情報提供を進めるとともに、今後も引き続き訪問介護事業所の事業を支援してまいります。

(介護保険課)

保健部

1 当初予算に子どものインフルエンザ予防接種費用助成を入れること。

インフルエンザの発病防止や重症化予防を図るため、接種を希望する保護者の子どもがインフルエンザ予防接種を受けやすくなるよう、予算化に向け検討してまいります。

(保健センター健康支援課)

環境部

1 地域新電力会社を作ったことで市民へどのような影響があるのか、説明すること。

地域新電力会社「いちかわクリーンエネルギー株式会社」は、クリーンエネルギーの地産地消を実現するプラットフォームとして、市域でカーボンニュートラルの実現を目指していくために設立されたものであり、現在は116の公共施設へ取次による電力供給を実施しております。経営の安定化が図られた後には、市民や市内事業者等といった民間への電力供給を視野に入れております。

また、同社の利益は、脱炭素に関する施策等へ充当することを想定しており、地域に還元することで、本市のカーボンニュートラル実現の後押しができるものと期待しております。

(企画調整課)

街づくり部

1 空き家対策を強め、高齢者のサロン、障がい者や子育て世代への低家賃での貸し出しなど有効活用を進めること。

空家等の有効利用につきましては、令和5年1月に千葉県宅地建物取引業協会市川支部及び、全日本不動産協会千葉県本部と「空家等の有効活用等に関する相談業務協定書」を締結し、空家等を早い段階で有効利用するための体制を整えました。さらに、令和5年7月から、不動産に関する専門知識を有している空家対策推進参与を設置し、空き家の諸問題に対応するためのアドバイスを頂いております。

空き家を特定の方々へ低家賃での貸し出しする事業は行っておりませんが、これまでも地域活性化を目的に空家等を利活用する際のリフォーム費用に対する助成事業を行ってまいりました。さらに、これらに加えて令和6年度からは、地域活性化を目的に空家を提供していただいた所有者に対する家財道具処分費用や、子育て世帯を対象に、空き家を自己の居住用にリフォームする際の費用などに対する助成事業を新たに創設しました。

今後も、空家等のパトロールや特定空家等に対する指導等の強化など、地域の住環境の保全のため空き家の有効利用を考慮しながら、空家対策に取り組んでまいります。

(空家対策課)

2 公園の遊具などの整備点検をすること。

公園の遊具は、専門業者による年1回の定期点検や日々の職員パトロールなどにより老朽化した遊具の交換や修繕等を行っております。

(公園緑地課)

3 公園のトイレ設置と、洋式化を進めること。

公園のトイレ新設につきましては、利用者から設置の要望がある一方で、近隣にお住まいの方々は、「匂いが気になる」「汚い」「防犯上不安である」などの理由から、設置に反対される場合が多い状況です。

このようなことから、トイレ設置につきましては、地域の自治会様など団体からのご要望があり、また、近隣にお住まいの方々がトイレ設置にご理解をいただいている場合に設置の検討を進めることとしております。

洋式化につきましては、改修計画に基づき順次進めてまいります。

(公園緑地課)

道路交通部

1 自転車の取り締まりが強化されるのを機に、ヘルメットを普及すること。

改正道路交通法に基づく自転車運転者への青切符制度の導入につきましては、市公式ウェブサイトに記事を掲載して周知を図っております。

(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/roa01/0000497558.html>)

青切符制度の導入により自転車の交通ルールへの関心も高まることから、自転車乗車用ヘルメットの着用について啓発するとともに、本市で実施中の自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業についても併せて周知してまいります。

(交通計画課)

2 下総中山駅南口のバリアフリー化を早期実現させること。当面、南北通路を確保すること。

下総中山駅が所在する船橋市と連携して、JR東日本との協議を継続してまいります。

(交通計画課)

3 コミュニティバスの運行について、利用者の声を聴き要望に応えること。

各ルートごとに組織されている実行委員会におきまして、利用者などの声を報告しております。

(交通計画課)

4 バス路線を廃止させないこと、廃止による影響を生じさせないこと。

バス事業の課題である乗務員不足に対応すべく、船橋市と協力して、乗務員募集説明会を開催しております。

また令和7年11月には、令和7年3月末にバス路線が廃止された信篤地域において、デマンド型乗合タクシーの実証運行を行っております。

(交通計画課)

教育振興部

1 南消防署跡地に地域共生センターのような市民が気軽に憩える場所を作ること。

今後、市長部局全体で有効な活用方法を検討してまいります。

(企画管理課)

2 公民館やふれあい館の修繕費用を増額すること。

公民館及び地域ふれあい館の修繕費用については、毎年度各館からの修繕要望も踏まえ計画修繕及び小破修繕の費用を積算し、要望しております。今後も、多くの方が気持ちよく利用できるよう施設管理してまいります。

(生涯学習振興課・NPO・市民活動支援課)

学校教育部

1 すべての市立小中学校に知的障がい支援級と情緒障がい支援級を設置し、小学校から中学への進学にも対応できるようすること。（2025年も要望）

令和8年度は、知的障がいの特別支援学級を小学校に1校、自閉症・情緒障がいの特別支援学級を小学校2校に設置する予定です。今後も障がい種や地域のバランスを勘案し、学校のニーズや余裕教室等の状況の把握、人材の確保や育成を図り、学びの連続性も配慮しながら、特別支援学級の設置を計画的に進めてまいります。

また、教職員の特別支援教育に関する理解推進と実践力向上のための研修会を充実させることにより、本市の特別支援教育の更なる推進を図ってまいります。

（義務教育課、指導課）

2 教員不足の補充を県に要望するとともに市としても充足するように予算化すること

令和8年度も県教育委員会に教員不足解消に向けて教員の増員要望をしてまいります。市としましては、各学校の状況を鑑み、市会計年度任用職員の増員につきまして関係課と調整してまいります。

（義務教育課）